

# 高圧以上電気重要事項説明

## 1. ご契約のお申込みと供給開始日について

- ご契約に際しては、所定の申込書でお申込みください。
- 申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- 供給開始予定日は、原則として、当社にてお申込みを受付けた日から標準処理期間（一般送配電事業者が定める計量メーター取替え等に要する期間）満了後の最初の計量日（※）となります。ただし、新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は一般送配電事業者が供給設備の構築に要する期間等を踏まえお客さまと協議により定めるものとします。

※計量日とは一般送配電事業者の記録型計量器に電力量計の値または30分最大需要電力量計の値が記録される日をいい、あらかじめお客さまにお知らせします。

- お客さまの都合によりお申込みを取り止めることとなった場合、お客さまは供給開始希望日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。

## 2. 工事費等の負担について

- 需給開始等に伴い工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した実費を、原則として、当社がお客さまに請求いたします。

## 3. 従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

- 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- 過去の電気ご使用量の照会不可
- 解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- 発行ポイントの失効
- 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア

## 4. ご契約の内容について

- 特別高圧または高圧で契約電力が500kW以上の場合、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- 高圧契約で契約電力が500kW未満の場合、各月の契約電力は、原則として、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- 供給電圧は高圧の場合は標準電圧6,000Vとし、特別高圧の場合は標準電圧20,000V以上といたします。標準周波数は50Hzといたします。
- 高圧電力、高圧季節別時間帯別電力、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間対別電力Bのご契約は、発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

## 5. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法について

- 電気ご使用量の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に当社が電気料金を計算いたします。
- 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- 計算に用いる料金率は、当社が発送する電気需給契約のご確認書、または当社とお客さまの間で締結する電気需給契約書に記載の料金率とします。燃料費調整単価ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社ホームページ等でご案内しております。
- 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日前日までの期間または、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- 当社の電気料金の構成は、基本料金、電力量料金および、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

### (1) 基本料金

1月につき契約電力と基本料金率によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

### (2) 電力量料金

契約種別ごとの単価に使用電力量を乗じて算定いたします。なお、「燃料費調整額※」を加算または差し引いて算定いたします。

※原油・LNG・石炭の価格変動を料金に反映させるため、燃料価格の変動に応じて一定の基準により電気料金を自動的に調整するしくみを「燃料費調整制度」といい、本制度にもとづき、燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」に使用電力量を乗じて算定いたします。

電気ご使用量および電気料金の請求金額は、お客さま専用Webサイト（マイページ）にてご確認ください。IDおよびパスワードは、第1回目のご請求時までにお知らせいたします。

# 高圧以上電気重要事項説明

## 6. 料金のお支払いについて

- 電気料金については毎月、一般送配電事業者から請求される工事費負担金についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。
- 電気料金のお支払いには、当社取扱のクレジットカード、口座振替または請求書をご選択いただけます。なお、クレジットカードでのお支払いは高圧契約に限り、契約電力が500kW未満または当社取扱のクレジットカードによるお支払いに限ります。
- お客さまの料金は、当社が指定する支払期日までに支払っていただきます。お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10%に相当する延滞利息を申し受けます。
- 特別高圧または高圧で契約電力が500kW以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき理由による場合を除き、契約超過金を申し受けます。また、すみやかに契約電力を適正なものに変更していただきます。
- お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合は、供給開始がなされるまでの基本料金の半額をお客さまにご負担いただきます。
- その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

## 7. 電気の需給に関するお客さまのご協力について

- 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。
  - 供給設備の施設等に関する事項
    - 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力
  - 給電指令の実施または制限・中止に関する事項
    - 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合におけるお客さまの電気の使用の制限・中止への協力
  - 需要場所への立入りに関する事項
    - 供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査に伴う、土地・建物への立入りへの協力
    - 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備および受電設備、その他電気工作物の確認もしくは検査、またはお客さまの電気の使用用途の確認に伴う土地・建物への立入りへの協力
    - 計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、またはその他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立入りへの協力
  - 電力品質維持に関する協力
    - 負荷の特性等(不平衡負荷、電圧・周波数変動、波形ひずみ、高調波等)により他者の電気の使用を妨害、または妨害するおそれがある場合等における、必要な調整装置または保護装置の需要場所への施設、あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更、または専用供給設備の施設への協力

## 8. 契約期間と契約更新について

- 契約期間は、原則として、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、電気需給契約は契約期間終了後も、原則として、1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 9. お客さまの希望による契約の変更または解約について

- 電気需給約款により、電気需給契約を終了する場合には、原則として契約の終了予定期日の3か月前までに所定の申込書により当社に通知していただきます。
- お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、電気需給契約を開始後、1年を満たないで電気需給契約が解約された場合には、解約時から契約期間満了時までの契約基本料金の1.5倍に相当する金額を違約金として申し受けます。
- 契約種別は電気需給契約が成立した日から1年間は原則として変更できないものといたします。

## 10. 当社が行う契約の解除について

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができるものといたします。
  - 電気需給約款によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
  - 支払期日を40日経過してなお、お客さまが電気料金を支払われない場合
  - お客さまがその他電気需給約款の規定に違反した場合

# 高圧以上電気重要事項説明

## 11. 約款と料金率の改定について

- 当社は、他の小売電気事業者の電気料金改定、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の改定、法令の改正、発電費用や電力調達費用等の変動その他の理由により必要と判断した場合には、電気需給約款および料金率を改定することがあります。その場合、当社は、新たな電気需給約款および料金率とその適用開始日をお客さまに通知いたします。
- お客さまは、新たな電気需給約款および料金率を承諾しない場合は、その適用開始日の30日前までに、当社に対して解約を通知することで、9.(お客さまの希望による契約の変更または解約について)の定めにかかわらず、電気需給契約を解除することができます。
- 前項で定める期限までに解約の通知がない場合は、お客さまは新たな電気需給約款および料金率をご承諾したものとみなします。
- 当社は、電気需給約款を改定した場合、改定後の約款を当社のホームページに掲載する等の方法により公表いたします。

## 12. 当社が行う説明と通知について

- お客さまは、当社が、電気需給約款、各種説明書(これらの変更を含みます。)、各種案内、契約、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付することを承諾するものとします。
- お客さまは、電気需給契約を更新するとき、または電気需給契約および電気需給約款等を変更するときに当社が行う説明および書面の交付について、次の事項を承諾するものといたします。

### (1)電気需給契約を更新するとき

- 供給条件の説明は、更新後の新たな契約期間のみを、書面を交付(電磁的方法を含みます。)することなく説明すれば足りるものといたします。
- 更新後の書面の交付は電磁的方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

### (2)電気需給契約または電気需給約款等を変更するとき

- 供給条件の説明は、変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものといたします。
- 変更前の書面の交付は電磁的方法により行い、変更をしようとする事項のみを記載すれば足りるものといたします。
- 変更後の書面の交付は電磁的方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すれば足りるものといたします。
- 法令の制定や改廃に伴う形式的な変更等、実質的な変更を伴わない変更の場合は、供給条件の説明は、変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、書面の交付は行わないものといたします。

## 13. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。)を以下の目的で利用いたします。
  - ①東急でんき&ガスをはじめとする当社サービス(以下、「当社サービス」といいます。)の受付および提供のため
  - ②当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
  - ③当社サービスの情報提供およびお問合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
  - ④当社サービスの料金その他の請求業務を行うため
  - ⑤エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替・点検等の保安活動のため
  - ⑥懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
  - ⑦契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる当社、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
  - ⑧東急グループ各社および当社サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
  - ⑨お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
  - ⑩他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
  - ⑪その他当社の事業と密接に関連する目的に利用するため

### <お問合わせ>

お申込み状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、以下の窓口へお問合わせください。

株式会社 東急パワーサプライ (小売電気事業者登録番号 A0069)

03-6756-8592 受付時間：月曜日～金曜日 9:30～18:30 ※祝日、年末年始、お盆、その他当社指定の月日を除きます。